

様式第12号の2 (第20条関係)

記入例

下記の施設を利用する方の申請書です。

- ・預かり保育
- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育
- ・ファミリーサポートセンター など

認可外保育・預かり保育等 **B**

令和3年 10月 26日

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(兼現況届)(法第30条の4第2号・第3号)

南城市長 殿

保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校の預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンターの施設等利用給付認定を希望するので、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※ 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

保護者	フリガナ	ナンショウ タロウ	申請子どもとの続柄	父	居住地	〒 901-1495 南城市佐数字新里1870番地	認定希望日(施設利用開始日)	令和4年 4月 1日
	氏名	南城 太郎			現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒	転入予定日	年 月 日
	日中の連絡先(電話番号) ※ 確実に連絡の取れる順に記入して下さい	① 0X0-XXXX-XXXX	② OY0-YYYY-YYYY	生年月日	昭和ZZ年W月 WW日	個人番号(マイナンバー)	1111111111	
子ども申請	フリガナ	ナンショウ ジロウ	現住所	〒	個人番号(マイナンバー)	1111111111		
	氏名	南城 次郎	生年月日	平成△△年 □月 □日				

転入後住所がわからない場合は、現住所を記入してください

「認定希望日」前までに転入してください。注意!!

認定種別

申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号)

申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(第3号)

※市民税非課税世帯に該当する場合は対象となります。注意!!

第2号・・・令和4年4月1日時点で3歳以上の子ども
第3号・・・令和4年4月1日時点で2歳以下の子どもで、市民税非課税世帯のみが対象

★保育を必要とする理由

(子から見た続柄) 父(母)・その他() 就労 妊娠 出産 疾病 障害等 介護 看護 災害 復旧 求職 活動等 就学 その他()

(子から見た続柄) 父(母)・その他() 就労 妊娠 出産 疾病 障害等 介護 看護 災害 復旧 求職 活動等 就学 その他()

世帯状況 生活保護世帯※1 母子・父子世帯※2 ※添付書類が必要です。

※1南城市福祉事務所発行の「生活保護受給証明書写し」
 ※2「児童扶養手当受給者証の写し」又は「母子及び父子家庭等医療費受給者証の写し」。両方ともない方は、「離婚日が記載されている戸籍謄本(発行日が1ヶ月以内のもの、写し可)」

●上記「認定種別」が“(第3号)”に該当する場合に記入してください。

①認定希望日の前年1月1日現在の住所地 ※1	(母親) 与那原町	(父親) 南城市
②認定希望日の現年1月1日現在の住所地 ※2	(母親) 与那原町	(父親) 南城市

「第3号」認定の方のみ記入してください。それぞれの年の1月1日に住んでいた市町村名を記入してください。南城市以外の場合は記入した住所地からの所得課税証明書の添付が必要です

※1,2. 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(現年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割わかる証明書(課税証明書など)を添付して下さい。なお、利用が9月以降の場合は、①の市町村での証明書は不要です。

●世帯の状況を記入して下さい。 ※個人番号欄は、上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に、父母及び生計の中心者のみ記入して下さい。

(生計の中心者の番号に○を付けて下さい)	フリガナ	ナンショウ タロウ	申請子どもとの続柄	父	生年月日	個人番号	1111111111	就労・通学・通園先又は単身赴任先	●●会社	要介護認定又は障害者手帳	<input type="checkbox"/> 有
	氏名	南城 太郎			大正 昭和 平成 令和	ZZ年 W月 W日					
	フリガナ	ナンショウ トモコ	申請子どもとの続柄	母	生年月日	個人番号	2222222222	就労・通学・通園先又は単身赴任先	□▽□□会社	要介護認定又は障害者手帳	<input type="checkbox"/> 有
	氏名	南城 智子			大正 昭和 平成 令和	XX年 SS月 S日					
	フリガナ	ナンショウ イチロウ	申請子どもとの続柄	兄	生年月日	個人番号		就労・通学・通園先又は単身赴任先	知念小学校	要介護認定又は障害者手帳	<input type="checkbox"/> 有
	氏名	南城 一郎			大正 昭和 平成 令和	YY年 Y月 Y日					
						個人番号					<input type="checkbox"/> 有
					個人番号					<input type="checkbox"/> 有	
					個人番号					<input type="checkbox"/> 有	
					個人番号					<input type="checkbox"/> 有	
					個人番号					<input type="checkbox"/> 有	

生計の中心者は、基本、父・母となります。

第3号の認定申請の場合は、父母(生計中心者)の個人番号の記入をお願いします。第2号の認定申請の場合は不要です。

<必ず裏面も記入して下さい>

●幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ	所在地	〒 - TEL
施設名	利用開始予定日	年 月

幼稚園、認定こども園の預かり保育を利用する方は、こちらに園名を記入してください。

●認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンターを利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
ナンショウホイクエン なんじょう保育園	認可外・一時預かり 病児保育・ファミリーサポート	〒 ## - 1111 南城市▽▽▽ 000番地 TEL:098-000-0000	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・ファミリーサポート	〒 - TEL: - -	年 月 日

●保育を必要とする理由にチェックをして下さい。理由に応じて、書類を添付して下さい。※4. 市指定の様式があります。

理 由	添 付 書 類
<input checked="" type="checkbox"/> 会社等で常勤やパートなどで就労されている方(育児休業、就労内定を含む) ※就労時間が月64時間以上 注意!!	就労証明書※4(就労内定の場合はその証明を受けて下さい)
<input checked="" type="checkbox"/> 自営(協力者含む)の方 ※就労時間が月64時間以上 注意!!	自営業・農業等従事者申告書※4 ※個人事業の開業・廃業等届出、税申告書、営業許可書の写しを添付する場合は、民生委員または区長からの証明は不要です。
<input type="checkbox"/> 出産前後の方(出産前2か月・後6か月に限る)	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
<input type="checkbox"/> 病気の方	診断書(保護者用)※4
<input type="checkbox"/> 障害をお持ちの方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害基礎年金証書の写し
<input type="checkbox"/> 介護・看護にあたっている方	診断書(介護・看護用)※4又は介護保険被保険者証と介護・看護状況申告書※4
<input type="checkbox"/> 災害復旧にあたっている方	被災を確認できる書類(罹災・被災証明書等)
<input type="checkbox"/> 求職中の方	求職活動(起業準備)状況申告書※4
<input type="checkbox"/> 就学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)及び時間割表

表面の「★保育を必要とする理由」に応じて、必要な添付書類を確認してください。

●認可保育所等利用申込みを行っていない場合のみ記入してください。(教育・保育給付認定の申請を行っていない方も)

認可保育所等の利用申し込み及び教育・保育給付認定の申請を行わなかった主な理由を明示してください。

既に利用している認可外保育施設を継続して利用するため

利用可能な保育所等では、就労等により保育所等の利用を希望する時間帯の保育が行われていないため(希望する保育時間: 時 分 ~ 時 分)

利用可能な保育所等は、自宅や職場から遠いなど地理的に希望に合っていないため

その他(自由記述)

認可保育、認定こども園等に申込みを行っていない場合は、こちらの理由についてもチェックをお願いします。

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、保護者又は扶養義務者の雇い主、その他関係人への聴取、資料提供依頼をすることがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。
- 申請内容に変更があった場合は、速やかに届出してください。

注意!! 上記事項をお読みになった上、同意署名をお願いします。

保護者氏名 南 城 太 朗

令和3年 10月 26日